

第八節 吉野川改修費賦課

一 吉野川の改修工事

内務省は、明治十八（一八八五）年二月から吉野川の改修工事をはじめたが、これは舟運の便をはかり、流路を固定することを目的とした低水工事であった。この工事中西覚円で堤防の決壊があり、明治二十二年限りで一応工事が打ち切られた。

明治二十九年に河川法、翌三十年には砂防法が制定され、治水対策が強力な背景をもって推進される条件がととのった。その結果、わが国の主要河川である吉野川も、国営改修計画の対象河川となり、明治四十（一九〇七）年に、第一期改修計画が立案された。

計画によると、工事は十五カ年の継続事業とし、総工費は八〇〇万円であった。

工事の概要

第一期改修工事は、阿波町岩津以東、河口までの約四〇キロメートルの間に堤防をつくり、洪水を防ごうとするもので、次のような工事が実施された。

- ① 別宮川の河幅を第十で七二〇メートル、河口で一二七〇メートルにひろげて、海に直通する放水路とし、吉野川本流（旧吉野川）をしめきり、洪水時には水門を閉鎖して水害を防ぐようにする。
- ② 第十堰から上流岩津までの間は、河状を大体现状のままとして、旧堤のかさあげをおこない、霞堤の部分は、その土地の状況にあわせて連続堤とする。

- ③ 善入寺島を買収して河川敷に編入し、障害物を除いて遊水地とする。
- ④ 堤防は、第十以下を天端幅七・三メートル、高水位以下の余裕高二・七メートル、上流は天端幅五・五メートル、余裕高一・八メートルとする。

二 吉野川改修費負担の問題

明治四十（一九〇七）年二月十日付『徳島毎日新聞』は、次のように報じた。

吉野川改修は、本県に於ける現下の最大問題にして、今や其の予算案は衆議院を通過せり。貴族院に於てもけだし可決せらるる事なるべく、今や確定と見るも差支なかるべし。今その設計、予算等に就きて大体を報ずるは、最も時機を得たるものなるべし。経費予算は左の如し。

吉野川改修の経費予算案

	総工費	国庫費	地方費	
明治四〇年度	四,〇〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	四七年
四一年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	四八年
四二年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	四九年
四三年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	五〇年
四四年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	五一年
四五年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	五二年
四六年	三,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	五三年
				五四年

この計画によれば、総工費八〇〇万円、内五九二万円は国庫費支弁とし、残り二〇七万五〇〇〇円が県の負担と

第3編 政 治

なっている。その初年度の負担額二六万四七六四円は、当時の本県歳計予算の約半額に当たる金額であった。この負担の方法をどう処理するか、それは地元民にとって頭の痛い課題であった。

賦課徴収の方法として、利害関係の厚薄によって不均一にするか、それとも全県下均一に賦課するか、二つがある。吉野川下流域は均一賦課を、吉野川上流域や、県南地区で不均一賦課を主張して、それぞれ同盟会、同志会を結成して活動をはじめた。

均一派は四月十四日に、不均一派は四月十六日に、いずれも同じ場所（名東郡集会所）で結成会を開いて活動を展開した。

三 不均一賦課決定

明治四十（一九〇七）年六月八日、県参事会に不均一賦課方法案が提出され、審議を重ねた後、次のとおり決定して公布された。

徳島県令第五十二号

吉野川改良工事費不均一賦課方法、府県制第八十一条及明治二十九年勅令第二百三十五号第二条第六号ニ依リ内務大臣ノ指揮認可ヲ受ケ左ノ通定ム

明治四十年十月五日

徳島県知事 谷口留五郎

吉野川改良工事費不均一賦課方法

第一条 吉野川改良工事費負担金及ビ之ニ要スル県債ニ要スル費用ハ、河川法第三十七条ニ依リ不均一ノ賦課ヲナスモノト

シ、一定ノ区域内ノ田、畑、宅地及塩田ニ対シ、普通賦課スルモノノ外、地租割ヲ増課ス

第二条 前条地租割ヲ増課スベキ区域並ニ賦課等級及賦課比率ハ、別表ニ之ヲ定ム

第三条 第一条ニ依リ毎年度ニ於テ増課スベキ増課地租ノ総額ハ、改良工事費負担金及ビ之ニ要スル県債ニ関スル費用ノ、当該年度ニ徴収スベキ金額ノ百分ノ十五トシ、其地租割ノ乗率ハ、一般歳入予算ニ於テ之ヲ定ム

第四条 別表賦課等級二等乃至七等ノ区域ニ於ケル増課地租割ハ、一区域ノ賦課総額ニ対シ、利害関係ノ厚薄ヲ標準トシ、更ニ等差ヲ設ケ賦課ス。但区域内ノ利害関係薄キ部分ニ対シテハ賦課ヲナサザルコトヲ得

前項ノ等差ハ徴収期日十五日前マデニ、関係町村会ニ於テ之ヲ議定スベシ。

町村会ニ於テ、第一項ノ等差ヲ設クルノ必要ナシトシ、前項ノ期日内ニ其決議ヲナシタルトキハ、第三条ニ基キ一般歳入予算ニ於テ定メタル乗率ニ依リ、当該区域ニ対シ、均一賦課スルコトヲ得

前三項ノ場合ニ於テ、一区域ノ賦課総額ヲ減少スルコトヲ得ズ

第五条 改良工事ノ為メ河川及其付属物ノ敷地ニ充テラレタル土地ニ増課セシ徴収金ハ、土地所有権者ニ移転登記ノ後、納税者若クハ其相続人ノ請求ニ之ヲ還付ス

第六条 此ノ賦課方法ハ明治四十年度ヨリ改良工事費負担金及ビ之ニ要スル県債ニ関スル費用徴収年限中ニ之ヲ施行ス。

注 別表は省略する。

四 町村の不均一賦課

県令第五十二号、「吉野川改良工事費不均一賦課方法」の決定を受けて、明治四十年度から賦課徴収がはじまった。賦課率は、高原村、藍畑村が一・〇〇、浦庄村、石井村、高川原村が〇・八〇と定められたため、前者は操作の余地がないが、後者はその村内での不均一賦課が許されるので、村議会で賦課率を決定する必要があった。

高川原、石井、浦庄の三町村では、前期と後期の二期に分けて、県令第四条の規定によって、町村議会で議定した。

明治四十（一九〇七）年から大正十五（一九二六）年五月八日の竣工まで、二〇年間賦課徴収が続いた。当初の計画では、総工費八〇〇万円であったが、物価の高騰、一部計画の変更等の原因によって、大正八年度に一三九万円、同十一年度に入八〇万円、同十二年度に一八二万円が増額され、結局、総工費は一三〇〇万円となった。つまり、当初予算の一・五倍に膨れあがったわけである。そのため地方費も高騰して、住民の負担が重くなった。

初年度の徴収額

明治四十年吉野川改良工事ニ関スル不均一増課地租割等差決議
一金六拾参円〇六銭六厘

明治四十年度追加県税吉野川改良工事ニ関スル不均一増課市郡收入地租割、金銭式厘参毛ヲ、明治一年二月一日現在地租、金五千百貳拾七円参拾九銭壹厘ニ課シ、之ガ等差ヲ設クル左ノ如シ

賦課区域	地租額	合計	等級	課率	金額
大字高川原村ノ内 字船戸、青木、箕手、 大窪、堀口	七〇四、六九九				
大字南島村	一〇〇〇、九七九	二五八一、一六〇	一	〇・〇二七	三三、七八〇
〃天神村	八七五、四八二				
大字加茂野村	四六三、八七〇	七三八、〇五二	二	〇・〇二二	九、〇〇四
〃桜間村	二七四、一八二				

大字高川原村ノ内 字見正寺、神木、池東 野神東、地主、城東 〃市薬村	一二三〇、四八五 五七七、六九四	一八〇八、一七九	三	〇・〇二八	二一、三三六
合 計	五二二七、三九一	五二二七、三九一			六三、一二〇

備考 本等差ノ金額調定額ニ対シ、五銭四厘ノ乗過トナルモ、實際各個人賦課スル時ハ、課税標準額銭位未滿ハ切捨トナルヲ以テ過剩セザル見込ナリ。

右村会決議候也

明治四十一年二月十九日